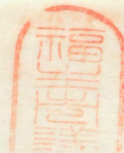


決裁 区分	甲 乙 丙	文書 分類	発送・行内・議案・令達	福議 収第 9 号
保存	1 3 5 10 15 永	廃棄	年 月	F.No. A 9 2
取扱 注意	至急 秘	添 付 物		起案 50年 1 月 21 日
浄書 発 送 要 求	浄書区分	本	控	計
	☐ 原 1 部			
	☐ 孔 版			
	☐ 手書複写			
	☐ ペン書			
		用 紙	発 送	
		☐ 更 級	☐ 普通 ☐ 速達	
		☐ 中質紙	☐ 書留 ☐ 親展	
		☐ 上質紙	☐ 使送 ☐ 携行	
		☐ タイプ紙	☐ その他	
		☐ その他		
浄書	照 合	公 印	施 行	機・管保長
				発送 表示 完了 表示
				作成 月 日迄 発送 月 日迄
				作成 月 日了 発送 月 日了
主 管	起 案 者	保 員	議事係長	局長 委員長 副議長 議長
	氏名 尾野幸恵			
あて 先 発 信 者	福生市長 石川常太郎	合	庶務課長 収入役 助 役 市長	
	福生市議会議長 塩野鉄之助	議		
注 意 事 項		先	文書係長 庶務係長	
件 名	会議録の送付について			
上記のことについて 別紙のように 照会 回答 報告 依頼 してよろしいか伺います。				
申請 通知 決定 実施 します。				
別冊 送付				

1 昭和49年第5回臨時会(10月28日)



福議発第 九号

昭和五十年一月二十一日

福生市長

石川常太郎 殿

福生市議会議長

塩野鉄之助 印

会議録の送付について

昭和四十九年第五回福生市議会臨時会の会議録の写を別紙のとおり作製いたしましたので、地方自治法第一二三条第三項の規定により送付いたします。

Handwritten document on a grid background. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side. The document is organized into sections with horizontal lines. The right margin contains the numbers 5, 10, 15, 20, and 25. The bottom right corner contains the text "25 x 20 = 500".



昭和四十九年
第五回臨時会

自十月二十八日
至十一月一日

福生市議会議録

第十三号
第 | 号

議百三十

議百三十一

議百三十四

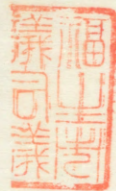
第五臨

議百三十六

議百三十七

議百三十八

議百三十九



第五回福生市議会 臨

時

会会議録(第十三号)

昭和四十九年十月二十八日福生市議会議場に第五回福生市議会臨時회가招集された。
出席議員はつぎのとおりである。



一番	貫井喜代次	君	二番	小林菊三	君
三番	小林才治	君	四番	田村市郎	君
五番	川窪清一	君	六番	中曽根実	君
七番	宇佐美良時	君	八番		君
九番		君	十番	松山清	君
十一番	伊東忠次郎	君	十二番	森田秀雄	君
十三番	石川繁治	君	十四番	小林暢吉	君
十五番		君	十六番	高波忠	君
十七番		君	十八番		君

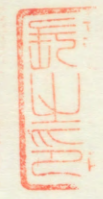
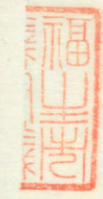
- 十九番 大野行夫 君 二十番 宮沢良一 君
- 二十一番 田村匡雄 君 二十二番 岩田博 君
- 二十三番 石川信義 君 二十四番 塩野鉄之助 君

一 欠席議員はつぎのとおりである。

- 十五番 末次性男君
- 十七番 関米吉君 (公務出張)
- 十八番 中里元一君

一 欠員はつぎのとおりである。

- 八番
- 九番



一 議会事務局職員はつぎのとおりである。

- 議事 古谷徳男 君 議事 市川昭利 君 主事 島田幸治 君
- 務局長 係長

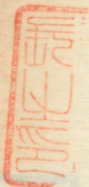
一 地方自治法第二百一条の規定による出席説明員はつぎのとおりである。

- | | | | |
|-----|---------|---------|--------|
| 市長 | 石川常太郎 君 | 助役 | 篠崎俊夫 君 |
| 収入役 | 橋本孝蔵 君 | 教育長 | 町田倍二 君 |
| 秘書職 | 高水求 君 | 庶務兼経済課長 | 生子国利 君 |
| 員課長 | 上野重勝 君 | 環境保 | 八木房雄 君 |
| 企面財 | | 全課長 | |
| 政課長 | | 福祉事 | 森田猛 君 |
| 経済 | | 務所長 | |
| 課長 | | 都市計 | 浅見裕康 君 |
| 建設 | 黒田登 君 | 画課長 | |



一 本日の議事日程はつぎのとおりである。

市民課長	田村忠雄	君	税務課長	島田猛	君
下水道課長	斎藤多市	君	用地課長	須崎進	君
水道課長	井上久男	君	會計課長	森田武	君
教育委員 務課長	内田和雄	君	教育委員 務課長	古谷正夫	君
教育委員 務課長	小野光朗	君	選挙管理 委員局長	乙津宗吉	君
教育委員 務課長			局長		



日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第二百二十四号

福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第四 議案第二百二十五号

昭和四十九年度福生市一般会計補正予算（第三号）

日程第五 議案第二百二十六号

昭和四十九年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

日程第六 議案第二百二十七号

昭和四十九年度福生市公益質屋会計補正予算（第一号）

日程第七 議案第二百二十八号

昭和四十九年度福生市都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第二号）

日程第八 議案第二百二十九号

昭和四十九年度福生市水道事業会計補正予算（第二号）

日程第九 議案第三百三十号

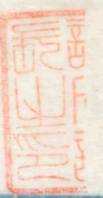
昭和四十九年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）

日程第十 議案第三百三十一号

中央幹線排水路新設工事請負契約



日誌第十 福生市三十一号 中央警察署本署内工部局員安部
 日誌第九 福生市三十一号 福生市三十一号 福生市三十一号 (第一号)
 日誌第八 福生市三十一号 福生市三十一号 福生市三十一号 (第二号)
 下水道 福生市三十一号 福生市三十一号 福生市三十一号
 日誌第七 福生市三十一号 福生市三十一号 福生市三十一号
 日誌第六 福生市三十一号 福生市三十一号 福生市三十一号
 日誌第五 福生市三十一号 福生市三十一号 福生市三十一号
 日誌第四 福生市三十一号 福生市三十一号 福生市三十一号
 日誌第三 福生市三十一号 福生市三十一号 福生市三十一号
 日誌第二 福生市三十一号 福生市三十一号 福生市三十一号
 日誌第一 福生市三十一号 福生市三十一号 福生市三十一号
 本日の上記日程はつぎのとおりである。



福生市議会

午前十時 開会、開議

○議長(塩野鉄之助君) ただいまから昭和四十九年第五回福生市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。
 これより日程に入ります。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第一会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定により、議長において

- 二番 小林菊三君
 - 三番 小林才治君
 - 四番 田村市郎君
- 以上三名を指名いたします。

○議長(塩野鉄之助君) この際報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいただきます。

(古谷議会事務局長報告)

一、昭和四十九年第五回福生市議会臨時会の招集について

(別添参照)

二、議案の送付について (別添参照)

三、議案説明員の出席要求について (別添参照)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で報告を終わります。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については、議会運営委員会において検討されており、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 高波 忠君登壇)

○議会運営委員長(高波 忠君) ご指名がございましたので報告いたします。

議会運営委員会はまゝ十月二十四日午後一時より委員全員の出席を得まして開催し、議長より諮問を受けました第五回臨時会の会期及び日程等について協議いたしました。その結果

福生市議会

会期については本日一日間と委員会は決定し、お願いすることになりました。

理由といたしましては、本臨時会の提出案件は条例改正一件と補正予算六件及び工事請負契約一件で、このうち条例改正と補正予算については、人事院及び郡の人事委員会の勧告に準じて給与改定を実施するためのもので、財源については過日の会議で理事者からの説明もあり、また工事請負契約については全額国庫支出金による排水工事で一日も早く着工が望まれるものであります。議会運営委員会といたしましては慎重に検討した結果、理事者側より詳細なる説明を受けることにより議員各位のご理解をいただけるものとして、全議案即決を願うよう意見の一致をみて、会期を一日間と決定した次第であります。

なお、日程の順序についてはお手元にご配付のとおりお願いすることになりました。

何とぞ、本日の会議が円滑に運ばれますよう議員各位のご協力をお願いいたします。報告といたします。



福生市議会

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。会期については、ただいま委員長から報告されたとおり十月二十八日の一日間と決定いたしましたと思ひますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よつて会期は一日間と決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第三議案第百二十四号福生市の一般職員との給与に關する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

（秘書職員課長高水 求君登壇）

○秘書職員課長（高水 求君） ご指名がございましたので議案第百二十四号福生市の一般職員の給与に關する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は去る七月二十六日人事院が国会並びに内閣に対しまし

て給与改定の勧告をされました。

その内容につきましては、給料及びその他の諸手当を含めまして二九・六四%の改善案を勧告いたしております。金額といたしま

しては三万一千百四十四円と相なる次第でございます。その後国にお

きましては諸般の情勢がありまして、去る二十二日、ようやく閣議

決定ということになり十一月の臨時国会に提案をする運びのようござ

います。それに引き続きまして約一月おくれまして東京都人事

委員会は八月二十七日に都議会並びに都知事に対しまして同じく

給与の改善勧告を行つてあります。それは給料及びその他の

諸手当を含めまして二九・六四%、金額にいたしました三万四千百

七十九円の勧告をいたしているわけでございます。東京都におきま

しては、これらの給与条例につきましては九月定例会に提出さ

れず、現在貸付制度を採用するようになっていようござい

ます。これらの勧告を受けまして、当市におきましてもそれ



善を行うということでございます。これにつきましては九月定例会に提案すべく諸般の準備を進めてきたわけでございますけれども、国並びにその他の情勢によりまして九月定例会は見送ったわけでございます。そのような状況におきまして、諸般の関係条例をここで改正しようとするものでございます。

以上が提案の趣旨でございますが、内容につきましては、福生市の一般職員の給与に関する条例の第九条第三項は扶養手当の関係で配偶者につきましては四千円を五千円にし、その他扶養親属につきましては二千五百円を三千五百円にするもの。第十条の三第一項は住居手当でございまして三千円を四千円に改め、さらに別表の給与表を別添のとおり改正しようとするものでございます。附則におきまして、施行期日については公布の日から施行いたしましたして、昭和四十九年四月一日から遡及適用いたしたいと考えております。さらにいままでの給与で支払いましたものは内払いということに相なるわけでございます。先の議会で暫定給与の措置についての条例の一部改正をいたしまして、一万五千円平均で先渡し暫定払いをしており



ますので、先ほどの三万一千五百五十五円の中にはこの分が含まれていくわけでございます。それから第三項におきましては市規則への委任でございます。

以上が今回の条例を改正する趣旨並びに内容でございます。

たいへん簡単でございますけれども、慎重ご審議の上、原案ご可決くださいますようお願いいたしまして説明にかえさせていただきます。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十九番（大野行夫君） ただいま提案されました議案第百二十四号につきま

しては全面的に賛成するものでございますが、その中で市長に伺いたい

ことは、現在の職員組合というものが労働三権を中心にした法の中で

の行動でありまして、その問題とは別なことであります。現在の

福生市の中小企業というものは、昨年来の石油戦争以来の逼迫し

た経済の危機の中で現在まで各個の業種の中で経営をさめている

のではないかと思います。そういう中におきまして、この職員の給与